

山梨県立大学入試本部入試委員会規程

(平成22年4月1日制定 大学第6003号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学入試本部規程第8条第2項の規定に基づき、入試委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、入学者選抜に関する、次の事項を審議する。

- (1) 大学入学共通テストに関する事項
- (2) 入学者選抜試験の実施に関する事項
- (3) 入学者選抜の制度設計
- (4) 入学者選抜に係る広報に関する事項
- (5) その他入学者選抜に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各学部教授会が選出した専任教員
 - (2) その他委員長が指名する者
- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、第1項第1号の中から互選によって決める
- 4 委員長は会議を招集し、その議長となる。

(部会)

第4条 委員会に第2条第3号に規定する事項を審議するため、次の部会を置く。

- (1) 入試広報部会

(各学部の委員会)

第5条 入学者選抜の企画、運営のため、各学部に入試企画委員会を設置する。

- 2 前項の入試企画委員会は、教授会で選任された教員をもって組織する。
- 3 入学者選抜の円滑な実施のため、各学部に入試実施委員会を設置する。
- 4 前項の入試実施委員会は、各学部の全教員をもって組織する。

(庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、教務連携課及び池田事務室において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。